

2018 (平成30) 年1月5日

株式会社アメニティ 御中

適格消費団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5

TEL 048-844-8972 / FAX 048-844-8973

理事長 池本 誠司



申入書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

先日お送りしたお問合せに対し、平成29年9月12日付のご回答をいただき、ありがとうございました。検討の結果、貴社が使用している「アメニティセット申込書兼同意書」が消費者契約法に違反しているものと思料いたしますので、下記のとおり申入れをいたします。

つきましては、本書面到着後2週間以内に、申入れに対する回答を書面にて当会まで送付いただきますようお願いいたします。なお、本申入書および貴社からの回答の有無・内容等は消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

第1 申入れの趣旨

貴社の「アメニティセット申込書兼同意書」のうち、以下の記載について、使用停止、または適切な条項に修正することを求めます。

- 1 「当院では、患者様にご入院中に必要とされる『寝巻き・タオル類・紙おむつ・日用品』等のレンタルを専門業者により導入しております。
同レンタルは①院内での衛生管理・環境整備のさらなる徹底
②患者様へのサービス向上とご家族への労力負担の軽減
③患者様とお見舞等で来院された方との区別（防犯上の管理）を目的としています。
ご入院の際には、申込書兼同意書に記入しお申込みをお願い致します。」

- 2 「※患者様の紙おむつのご利用状況により病棟看護師が毎日タイプを決定・変更させていただきます。」

第2 申入れの理由

- 1 「当院では、患者様をご入院中に必要とされる『寝巻き・タオル類・紙おむつ・日用品』等のレンタルを専門業者により導入しております。
同レンタルは①院内での衛生管理・環境整備のさらなる徹底
②患者様へのサービス向上とご家族への労力負担の軽減
③患者様とお見舞等で来院された方との区別（防犯上の管理）を目的としています。

ご入院の際には、申込書兼同意書に記入しお申込みをお願い致します。」（以下、「本記載1」といいます。）との記載について

- (1) 貴社からの平成29年9月12日付回答書によれば、「当社としては、利用者様の任意（希望）で申し込みを頂くことをお願いしています。」とのことであり、患者またはその家族等（以下、「消費者」と言います。）が貴社との間でアメニティセットのレンタル契約を締結することは病院に入院する際の条件とはされておられません。また、貴社の別紙「アメニティセット申込書兼同意書」（以下、「本書面」といいます。）を利用しているさいたま市の医療法人藤慈会至誠堂富田病院（以下、「富田病院」といいます。）からも平成29年10月23日付回答書にて、消費者と貴社との間で同契約を締結することは「必須事項ではありません。」との回答を受けております。
- (2) しかしながら、本記載1は、「当院では」とあることからしても、文言上、病院に入院する際に消費者が貴社との間でアメニティセットのレンタル契約を締結することを条件としており、同契約を「任意（希望）で申込を頂く」とする貴社の回答及び必須事項ではないとする富田病院の回答による上記（1）の事実とは、明らかに異なります。
- (3) したがって、本記載1は、消費者契約法第4条第1項第1号に抵触するものと思料いたします。

- 2 「※患者様の紙おむつのご利用状況により病棟看護師が毎日タイプを決定・変更させていただきます。」（以下、「本記載2」といいます。）との記載について
- (1) 本書面によると、アメニティセットのレンタル契約については、紙おむつのご利用状況によりAタイプからCタイプが設定されており、これらのタイプ別に1日当たりの金額が決まっています。
- (2) これらのタイプの選択権については、病棟看護師という第三者にあることにな

っておりますが、民法上、数個の給付の選択権を第三者が有する場合、当該第三者が一度選択の意思表示をした場合には、任意の撤回は許されず、撤回するためには債権者及び債務者の同意が必要と解されています（大判大5. 5. 20民録22輯999頁、民法第407条第2項参照）。

- (3) そのため、仮に、入院当初は紙おむつ使用の必要がなく、病棟看護師によりCタイプが選択された後、紙おむつ使用の必要が生じてAタイプまたはBタイプに同契約を変更する場合には、少なくとも債権者である消費者の同意を得なければならぬはずですが、本記載2によると、消費者の同意を得ることなく病棟看護師が自由にタイプを変更することができるため、本記載2は、民法第407条第2項に比して、消費者の利益を制限し、不当に義務を加重する条項といえます。
- (4) また、本書面を利用している富田病院からは、平成29年10月23日付回答書にて、「紙おむつの持込みは禁止しておりません。」との回答を受けておりますので、仮に、病棟看護師によりCタイプが一度選択された後に、Aタイプ又はBタイプに変更する必要がある事態が生じた場合であっても、消費者は紙おむつを自ら購入して病院に持ち込むことにより、Cタイプよりも1日あたり810円(税込)も高いAタイプ、もしくは486円(税込)も高いBタイプではなく、Cタイプをそのまま維持することが可能なはずです。
- (5) ところで、厚生労働省の通達(平成17年9月1日保医発第0901002号)によれば、厚生労働省は保険医療機関に対し、保険外負担の「サービス」又は「物」について下記の掲示例のとおりその項目とそれに要する実費の院内掲示を義務付け、患者から費用徴収が必要となる場合には、患者に対し、徴収に係るサービスの内容や料金等について明確かつ懇切に説明し、同意を確認のうえ徴収することを義務付けております。

(掲示例)

「当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。紙おむつ代 1枚につき ○○円」(平成18年3月13日保医発第0313003号)

- (6) 上記通達の趣旨は、医療機関側で使用量、利用回数を管理できるサービス、物品の給付について、安易に定額料金を請求するような特約ではなく、使用量、利用回数に応じた実費の負担とすることが、適正な契約条件であることを指摘するものであり、こうした考え方は保険医療機関であるか否かにかかわらず、妥当するものだと考えます。したがって、利用の有無にかかわらず定額料金を請求する本件条項は、信義則に照らして消費者の利益を一方的に害するものと解されます。
- (7) この点、貴社は保険医療機関ではありませんが、本書面には「当院では」との記載や欄外の「富田病院」との記載に加え、病院に入院する際に、病院において病院関係者から本書面の説明を受けた消費者にとってみれば、契約の相手方が貴

社ではなく、保険医療機関である病院であると考えることがむしろ自然です。にもかかわらず、本書面においては、紙おむつ代について、その使用量、利用回数に応じた実費にて計算することなく、一定の金額のみが記載されており、明らかに厚生労働省の通達に反するものとなっています。

- (8) 貴社の平成29年9月12日付回答書によれば、「利用者様によって使用頻度が異なることから、1日どの程度使用があったのかを確認することは実務上極めて困難であることから定額料金を設定しています。」とのことですが、病棟看護師は患者の排便排尿について管理をしているのが通常であり、貴社が患者ごとの使用量について知ることはそれほど困難であるとは考えられません。
- (9) そのため、本記載2は、仮に1日あたり紙おむつを1枚しか必要としない場合であっても、病棟看護師の判断で消費者に知らされることなくAタイプに強制的に変更されることが可能であり、その場合には、厚生労働省の通達に反し、その使用量、利用回数に応じた実費にて計算することなく、消費者が1枚90～100円程度で市販されている紙おむつを自ら購入して病院に持ち込む場合と比べると、8倍以上もの高額な費用の負担を強いるものになりますので、信義則にも反すると考えます。
- (10) したがって、本記載2は、消費者契約法第10条に抵触し、無効であると思料いたします。

3 以上のとおりですので、申入れの趣旨のとおり、申入れいたします。

以上

【本件に関する問い合わせ先】

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局 岩岡, 加藤

TEL:048-844-8972/FAX:048-844-8973